

講演録

裁判員説得の技術

～1993年2月26日のワールド・トレードセンター爆破事件の弁護活動を題材にして～

ロバート・プレクト氏講演 (監訳：早稲田大学法科大学院教授、弁護士 四宮 啓) 平成19年10月22日(月)



講演者紹介

ロバート・プレクト (Robert Precht)

モーリー・アンド・マイク・マンズフィールド・センター
陪審員及びデモクラシープログラム・ディレクター/弁護士
(略歴)ハワイにあるフォーリー・スクエア・アソシエイツの代表
を務めるかわら、モーリー・アンド・マイク・マンズフ
ィールド・センター「陪審員及びデモクラシープログラ
ム」の共同ディレクターも務める。ニューヨークのリーガル・エイド・ソサエティーにて、連邦公設弁護人として活
躍後、イェシバ大学ベンジャミン・N・カドゾフ・スクール・オブ・ロー、ブルックリン・
ロースクール、ミシガン大学ロースクールでの教職を経て、2004年より現職。ミシガン大学ロースクールでは、副学部長、また、パブリック・サービス・オフィ
スを立ち上げ、そのディレクターも務めた。

ノースウェスタン大学より学士号(B.A.)

ウイスコンシン大学マディソン校より法学博士号(J.D.)を取得。

ロバート・プレクト氏より

- この日本語版を作るのにご尽力いただきました、早稲田大学法科大学院教授、弁護士の四宮啓先生に感謝を申し上げます。
- 本稿においてご質問等がある場合には『rep@foleysquare.com』までお問い合わせ下さい。

はじめに

裁判員制度はアメリカの陪審員制度とかなり違った部分もあるのですが、今日は私が、刑事弁護士として陪審裁判において直面した経験について話をしたいと思います。

私は日本全国で刑事弁護人の方たちとお話をさせていただきました。福岡、那覇、札幌などの弁護士の先生方とお話をさせていただいたのですが、多くの先生方が日本の市民は発言をしないのではないかとということをおっしゃっていました。日本の市民は職業裁判官の前では話さないのではないかと、意見を言うのを怖がるのではないかと懸念を聞きま

した。そして裁判官が支配してしまうのではないかという意見もありました。なぜかという制度として市民が6人いるけれども、職業裁判官も3人入るからです。

しかし、この制度がうまくいかいかないかは、実は弁護士の皆さんにかかっています。

なぜかという、皆さんのような弁護士が市民の裁判員に対して意見を提示していかなくてはならないからです。彼らが意見を形成できるように助けていかなければなりません。皆さんのプレゼンテーションこそが裁判員の役に立つのです。そして彼らに選択肢を与えてはなりません。彼らが評議をするときに必要な選択肢を与えなければなりません。ですから、本当の意味で弁護士がエンパワーメント(力を与えること)を行うのだと思います。裁判員が独立して考えられるように、そして自分の意見を持って、その意見を表現できるようにしていく役割を担っているのは、弁護士なのです。

陪審員を説得するために、そして意見を持ってもらうためには「技術」が必要になりますが、中でも、冒頭陳述、反対尋問、そして最終弁論が最も重要なポイントになります。

それでは、私がこの3つの技術をどう使ったのかを、ニューヨーク市で公設弁護人をしていたときの経験からお話ししたいと思います。

1993年2月26日のワールド・トレードセンター爆破事件

私の担当した事件はとても難しい事件でした。1993年2月26日に強力な車両爆弾によって、世界貿易センタービルが崩れそうなほどの爆

発が起こりました。そして6人の人が亡くなりました。とても深刻な犯罪で、爆発によって地下駐車場に大きなクレーターができました。6人が亡くなり、ビルは1か月も閉鎖されました。もちろんそれ以前もテロ活動はありましたけれども、このような規模の攻撃というのはアメリカ本土においては初めてでした。

爆弾によって地下駐車場に大きな穴ができました。これが被害の状況です。捜査官たちはこのがれきの中を調査しました。そしてワゴン車の破片を見つけました。車の破片でしたけれども、その車がこの爆弾を運んだということ特定しました。この破片には車両認識番号がありましたので、この車が3日前にレンタルされたものということが分かりました。それを借りた人物はモハメド・サラメです。不法滞在のパレスチナ移民でした。

彼は爆弾を運んだ車を爆発の3日前に借りていたのです。しかしながら一ここがこのストーリーの興味深い点なんですが一爆破事件の1日前、サラメは「この車が盗まれた」と届けを出しました。3日前にレンタルしたけれども、爆破事件の1日前に車両盗難届を彼は出しているのです。連邦捜査官はサラメを逮捕します。サラメがレンタカー屋に預けてあった保証金を受け取りに行ったところを逮捕したのです。車が盗まれたので彼は保険の請求書を書いて、そして私の保証金を返してほしいと言ったんですけれども、逮捕されてしまいました。

サラメと3人のアラブ系の男性と一緒に逮捕され、非常に注目を浴びました。

私はニューヨークの公設弁護人をしていました。公設弁護人の事務所は政府から補助金を得ている組織で、私はそこに所属していました。

逮捕された日に私が法廷から外に出ると新聞やテレビの記者たちに囲まれて、テレビ局はどこもワールド・トレードセンターの犯人が捕まった、そして私が弁護しているというような報道をしました。このような状況で、どうすれば公正な裁判ができるでしょうか。

弁護人の3つのツール：
冒頭陳述・反対尋問・最終弁論

そこで、弁護人にとって使える最も重要なツールを3つご紹介したいと思います。

その3つのツールとは何かと言いますと、①冒頭陳述で無罪の論理を展開すること、②反対尋問で被告人に有利な証拠を強調すること、そして③最終弁論で陪審員を前に強力な議論を展開し、彼らに選択肢を与えることです。日本の裁判では今までは、供述調書などが重要視されていますけれども、裁判員制度が実施されますとアメリカの陪審制度と同じように口頭での審理ということが重要になってきます。

つまり弁護人と検察官が、きちんと陪審員や裁判員に対して話をしなければならないのです。使うべきテクニックは、アメリカの弁護士も日本の弁護士も同じはずです。

もちろん差はいろいろあるでしょうが、共通する部分がいっぱいあります。この3つの重要なツールについてこれからお話ししたいと思います。

冒頭陳述における無罪の論理

まず最初のツール、それは冒頭陳述において無罪の論理を展開することです。裁判員や陪審員が出廷する前に、つまり公判が始まる前に弁護人はこのような無罪の論理を作っておかなければなりません。それはどういう意味を持つのでしょうか。「無罪の論理」とは、すなわち、皆さんがなぜあなたのクライアントが無罪だと思うのかということです。そして証拠を見て、それに対して説明を付け、その結果、「被告人がもしかすると無罪かもしれないという論理」を展開するわけです。それを「無罪の論理」(セオリー・オブ・ノット・ギルティー)と言います。

アメリカも日本と同じで、公判前にはいわゆる公判前手続きというものがあります。そこで双方が証拠を共有するわけでありま

実際の冒頭陳述

次のステップは冒頭陳述です。これはとても重要な意味を持ちます。日本の弁護士の方と話をすると意見はいろいろで、弁護人は冒頭陳述をしないと人にもいたんですが、私は冒頭陳述はとても重要だと思います。

というのは、第一印象がとても重要だからです。すなわち皆さんは裁判員の注意を引き付けなければなりません。そして「もっともって弁護人の主張を聞きたい」という気にさせなければなりません。「もしかすると弁護人の言うことに真実があるかもしれない」という気にさせなければなりません。

アメリカにおいては、検察官の冒頭陳述で非常に詳しく被告人に対して不利な証拠が提示されます。したがって、弁護人としては別のタイプの証拠の見方を提示しなければいけないと思います。この冒頭陳述において、その前に検察官が非常に細かい被告人に不利な証拠を提示しておりますので、それに対して別の解釈もあり得るということを陪審員に印象付けることは弁護人の重要な役割です。

「サラメ被告は利用されていた」というのが私の論理です。彼はその犯罪の目的を知らされていなかった。とにかく車が盗まれたというのは本当だった。そして逮捕されたときの録音テープを聞いても彼が罪の意識を持っていなかったということは事実であります。

皆さんでしたら、どのような冒頭陳述をされるでしょうか。検察側はこう言いました。「ラムジー・ユセフというイラクのテロリストがアメリカにある計画を持ってきた。ワールド・トレードセンターを爆破する計画を持ってきた。そして4人の被告人を雇った。その中にはサラメも含まれていた。そして検察官によると、それぞれ4人が別々の役割を果たした。サラメは、まずロッカーを借りその中に爆弾の材料を保管した。そして2月23日にサラメは黄色のワゴン車を借りた。これが爆弾を運ぶのに使われた。そして爆発の前日にその車両盗難届を出した。そして彼と彼の仲間たち

これは裁判員制度においても非常に重要な意味を持ちます。アメリカも同じであり、公判の前に検察・弁護側双方が証拠を検討します。それは日本ほど熱心に行われませんが、しかしながら公判に入る前に、証拠としてどのようなものがあり、そして検察官と弁護人が共有できる証拠を明らかにしておかなければならないわけです。

私はそれらの証拠を見て、サラメ被告のための無罪の論理を作り上げようと思いました。私が重視したのは次のような事実です。まず、このサラメ被告が主犯格の人間と一緒に暮らしていたということです。そしてまた爆弾の入ったロッカーにサラメの指紋が付いていたということです。このロッカーの中には爆弾の成分が入っていました。検察官はこれは有罪の証拠になると言っていました。

それから、サラメ被告はレンタカーを借りていました。そのワゴン車はワールド・トレードセンターに爆弾を運ぶために使われたものでありました。しかしそれだけではなく、それを借り出したときに彼は本名を名乗り、本当の住所も伝えていたということです。つまり車を借りたとき、爆弾を運ぶ目的で借りたにもかかわらず本名を名乗っていたということです。爆発の3日前に借りていたということですが、しかしながら爆発事件が起こる1日前にそれを盗まれたとサラメは言っています。

それから、検察側の証拠に基づくもう1つ重要な事実は、ラムジー・ユセフという主犯格の男は事件の起こった日にアメリカから逃亡したということです。イラク向けの飛行機に乗って逃亡しました。しかしながら、私のクライアントであるサラメ被告はそのままアメリカにとどまり、盗まれたと称する車の保証金を取りに現れたのです。つまり主犯が逃げたのに、サラメはニューヨークにとどまったということです。

それからあともう1つ、サラメ被告は保証金を受け取りに現れたときに逮捕されたのですが、そのときにFBIの捜査官は秘密裏にその様子を録音しておりました。私はそのテープを聞き本当にびっくりしました。FBIの取締官が

「なぜこの車を借りたのか」と結構厳しい口調で問いただしているわけです。もちろんこれは覆面捜査官なんですけれども、その質問に対してもサラメ被告は、罪の意識なく答えているという様子が明らかでありました。

整理してみますと、私の依頼者は、主犯の男と住んでいた。指紋が爆弾の入ったロッカーで見つかった。車をレンタルしたけれども、そのときに本名を名乗っていた。そして事件の起こる前に盗まれたと届け出ているということ。そして主犯の男が逃亡したのにサラメはとどまった。また逮捕されたときに秘密に録音されたテープで罪の意識なく語っているということ—こういう事実を私は押さえておきました。

では、これらの事実をもとにして、どのような論理を展開すべきか、一生懸命考えました。

物的証拠はサラメがこの犯罪に加担したということを表しているわけですから、それに対抗するような無罪の論理を展開していかなければならないわけです。

それでは、私がどのように「無罪の論理」を組み立てたのか説明したいと思います。私が手に入れたすべて事実に基づいて、私は「サラメはだまされた、操作された」ということが言えると思いました。さらに主犯であるユセフはアメリカから逃げていってしまった。つまり「この男はサラメを使って、その目的を言わずに一定の行動を取らせた」ということです。

確かにサラメは車を借りた。そして爆弾の入ったロッカーから指紋が発見された。しかしながら、この男は主犯の男に利用されたのではない。車を借りるように言われ、そしてまた中身が何かを言わずにロッカーに指紋を残させたのではない。つまり、サラメ被告が車が盗まれたと言ったとき、それは本当のことを言っていたのではない。

実際には主犯の男が車を盗んだのだと思います。まるでサラメ被告を道具のように使っていた、手先の様に使っていたということではないでしょうか。サラメ被告を利用してい

はワールド・トレードセンターへワゴン車を運転していった。」

次は私の番です。

私は冒頭陳述でこのように言いました。

「検察官がサラメに関してこうした証拠を挙げました。しかし私も皆さんに、証拠を見ればサラメは正直に車両盗難届を出したことが分かるかと主張したいと思います。」

皆さん、サラメには何もやましいところがありませんでした。彼は自分が何をしているのか知らなかったのです。犯罪だと知りませんでした。どうしてそれが分かるかと言いますと、車を借りたとき彼は実名と本当の住所を残しているからです。犯罪を隠そうとしているのであれば、どうして自分の本名と本当の住所を使うでしょうか。

さらに皆さん、もう1つ証拠があります。サラメが逮捕されたとき秘密裏にFBIによって会話が録音されていました。FBIは覆面捜査官でしたけれども、たくさんの質問をしました。レンタカー屋に扮していました。非常にアグレッシブに質問を捜査官はしましたけれども、そのテープを聞いてみるとサラメはやましいところがなかったということが分かります。決して罪の意識を持っていなかったことが分かります。」

私が冒頭陳述でやろうとしたことは、検察官の、「サラメがこの計画を共謀し、車を借り、それが爆発に使われ、そしてその車両盗難届を出した」との主張に対して、陪審員に、「なぜ彼には無罪という可能性があるか」ということを主張することです。

弁護人にとって冒頭陳述はとても重要です。検察官は有罪だというストーリーを語りますので、皆さんはその被告人がもしかしたら無罪だという主張をしなくてはなりません。そしてこれから提出される証拠が何を示そうとしているのか、アウトラインを示していかなくてはなりません。あまり詳細に立ち入った論理は必要ないと思います。

反対尋問

2つ目のツールは反対尋問です。

アメリカの有名な学者が、「反対尋問は真実を発見するために発明された重要なツールである」と言っていました。

反対尋問には2つ種類があります。1つ目はフレンドリーと我々は呼んでいますけれども、友好的な反対尋問です。これは、検察側の証言があった後に反対尋問がありますが、友好的な形で、被告人にとって有利な証言を繰り返してもらいます。証人がうそを言っていたということを指摘したり、間違っているということを指摘するわけではなく、証人の証言の中に皆さんの無罪の論理を支持する内容が含まれているということを示すだけです。私の無罪の論理というのは、「サラメは正直に車両盗難届を出した」というものでした。

検察官がある警官を証人と呼んだのですけれども、この警察官は、サラメと主謀者がかかわっていた交通事故に対応した人でした。爆破事件の約1か月前のことでした。検察官がこの警察官に何が起こったのか説明するように求めた後、私が反対尋問を行いました。この中で私は、サラメが運転が下手だったということを指摘したいと思いました。誰も彼にワゴン車を運転させてワールド・トレードセンターまで行かせないということを指摘したかったのです。間接的に私の論理を示したいと思いました。誰も彼に運転を任せない、だから彼は運転しなかった、車両盗難届は正直なものであった—ということが言いたかったのです。

お巡りさん、その交通事故に対応したとき、道路の状況を確認しましたね。

—はい。

サラメが運転していた車で主犯格の人が助手席に乗っていましたね。

—はい。

あなたは道路の状況を確認しましたね

—はい。

あの夜はいいお天気でしたね。

—はい。

街灯はついていましたね。

—はい。

道路は凍結していませんでしたね。

—ええ、していませんでした。

道路の状態は良好でしたね。

—はい。

難しいカーブなどはありませんでしたね。

—ええ、ありませんでした。

実際、運転手に過失があったんですね。

—はい。

私の目的が皆さんにもお分かりいただけたいと思いますけれども、この警官の証言から、サラメが運転が下手だったということを引き出そうとしたのです。その情報を最終弁論に役立てたいと思いました。これが友好的な反対尋問の例です。証人に対して弁護に役に立つような部分を繰り返してもらうものです。

もう1つは、敵対的な反対尋問です。事件の3日前にサラメはワゴン車を借りました。そしてそれは爆弾を運ぶことに使われたと特定されたわけです。しかし事件の前日にサラメはワゴン車の盗難届を警察に出しました。彼は本当のことを言っていたのか、うそをついていたのか、どちらだったのでしょうか。

検察官はもちろんうそをついていたということを示すようしました。検察官はガソリンスタンドの従業員、ムーシュ氏を呼びました。警察の調書によるとムーシュ氏はFBIの捜査官に対して、盗難届後にサラメが運転していたワゴン車に給油したことがあると供述していました。盗難届が出された後、事件のほんの数時間前、サラメがワゴン車に乗っているのを見たと言っているのです。これが本当であれば、もちろんサラメはうそをついていたことになります。

検察官はこの証人を呼び、「ムーシュさん、ワゴン車と一緒にいた人物を選んでください」と言いました。給油をしたわけですから分かるはずですが、ムーシュ氏はそう求められると、まずは法廷の中にいたサラメを見つめました。

次に陪審員全員を見て、再びサラメを見た後、ついに陪審員の一人を指して、「その人に対して給油をした」と言ったのです。検察官にとってはとても恥ずかしい一瞬でした。

しかし翌日、ムーシュ氏は証言の内容を変えます。「前日は間違えた」と言いました。サラメが運転手だったと言い直したのです。これは2日目です。ムーシュは証言台から降りてサラメを指さして、「彼に給油をした」と言いました。「爆発の数時間前のことだった」と。それは盗難届が出された後のことになります。検察官の主尋問の後、裁判官から「プレクトさん、どうぞ反対尋問をしてください」と言われましたが、その時点で私が知っていたことは次のような事実でした。

サラメの逮捕の数日後、つまり彼の写真が新聞に掲載された後に、FBI捜査官はムーシュに何枚かの写真を見せました。そしてムーシュはサラメの写真を給油した相手として選びました。そのようなことが警察の調書に書いてありました。それからFBIは、ムーシュはとても重要な証人なのでムーシュに仕事を辞めるように言いました。そして秘密の場所に行って証言まで待つように言ったのです。そして隠れている間、FBIは彼に給与を支払っていました。

またムーシュは最初に陪審員の1人をドライバーとして選びましたが、その夜、家に帰ってみるとラジオやテレビはその間違いを報道していました。ムーシュはその夜、帰宅をして、夜は妻と一緒に過ごしました。翌日彼は法廷に戻り、サラメ氏を選び直しました。これが私が知り得た事実でした。

私が行った反対尋問は完璧ではなかったと思いますけれども、4つの質問をしました。

ムーシュさん、証言ありがとうございます。2日目にサラメさんを選びました。ムーシュさん、FBIがあなたに写真を見せる前に、あなたは新聞でサラメ氏の写真を見ていましたね。

—はい。

FBIはあなたに給与を支払っていますね。

—はい。
昨夜帰宅して奥様とお話をされましたね。
陪審員の1人を給油した人として選んだ後に、夜に帰って奥様と話されましたね。
—はい、彼女はまるで檻に入れられた雌のライオンのような様子でした。

つまり妻はとても怒っていたということです。
これが私の反対尋問でした。とてもよい反対尋問だったとは思いませんけれども、しかし私がしようとしたことは、これらの事実を引き出すことによって疑問を投げ掛けようとしたのです。ムーシュがサラメを選んだことに関して疑問を投げ掛けようとしたのです。政府から給与をもらっている、そして最初の日の証言に関して妻が怒っている、陪審員の一人を選んだことに関して妻が怒っているということを導き出しました。そして証言を変えたのは、サラメ氏をガソリンスタンドで見掛けたからではなくて、FBIの仕事を続けたいから、そして妻のご機嫌を取りたいからであるということを示唆しようとしたのです。これが敵対的反対尋問です。なぜなら、法廷でサラメ氏を選んだ、人を特定したことに疑問を呈しようとしてかなり攻撃をしたからです。

最終弁論

ワールド・トレードセンターの裁判は6か月続きました。最後にとても重要なステージがあり、両当事者の法律家が市民である陪審員に対して最終弁論を行います。「なぜ無罪の評決にすべきなのか」という主張を皆さんが陪審員または裁判員に対して行います。これが最終弁論です。裁判員または陪審員に対して皆さんが主張を行う最後の機会です。

最終弁論は冒頭陳述とどう違うのかとよく聞かれるんですけども、冒頭陳述は、弁護人が陪審員に対して、証拠がこれから何を示すかということを伝えていきます。最終弁論では陪審員に、証拠に基づいてなぜ無罪になるのかを伝えなくてはなりません。

検察官は、「ユセフは彼を雇い、ワゴン車を借りさせ、車を運転させた。そして車両盗難届はうそであった。そして証人のムーシュ氏が2日目にサラメがワゴン車のドライバーとして特定したことによって、サラメのうそが証明された」と主張しました。そしてこの裁判において、もっとも驚きの瞬間であったムーシュ氏が陪審員の一人を選んだ瞬間に関しては、「ムーシュ氏は混乱しやすい性格」であり2回目の人定が正しかったという主張でした。サラメ氏は深くこの事件に関与して、ワゴン車を借り、うその車両盗難届を出して、ワゴン車をワールド・トレードセンターまで運転したという主張でした。

今度は私の番です。陪審員に直接話す最後のチャンスです。一番重要なステージです。

1つヒントがあります。それは事件の1か月前の車の事故です。この車の事故をどう私は使うことができますでしょうか。検察官の「サラメ被告がワールド・トレードセンターまで車を運転していった」というストーリーはおかしいのです。なぜならば、サラメは非常に運転が下手だった、そして主犯のユセフはそのことを知っていたからです。

主犯格のラムジー・ユセフはある晩、サラメの運転する車に同乗していました。そして、道路の状態がよかったにもかかわらず、サラメがまともな運転をすることができず、結局車の事故を起こしてしまい、ユセフが怪我をした経験があったからです。私はこれを陪審員に強調しました。つまり、このような経験をしたユセフが、サラメにワゴン車をワールド・トレードセンターまで運転させるはずがないと主張したのです。

事件から1か月前のある晩に車に乗っていて、道路はまったく氷結していなかった、見通しは利いた、そしてユセフはモハメッド・サラメの運転する車に乗っていて、サラメが非常に簡単なカーブもうまくよけきれず、結局車の事故を起こしてしまった。そしてサラメは地面の上におおむけに倒れ、ユセフは前部座席のところうつぶせで倒れていた。ほとんど意識不明に陥っていたということです。

このように意識不明になるような自動車事故を起こしていたのです。こういう事故を起こしたのですから、主犯の男が爆弾の運び屋に誰を選ぶかということは明らかだと主張したのです。これを聞いた何人かの陪審員は笑っていました。これを私は最終弁論に生かそうとしたのです。

判決は有罪に

最終的には、非常に長い裁判になったのですが、陪審員の評議は1週間行われました。結局は私の努力が足りなかったせいでしょうか、陪審員が法廷に戻り、そして陪審員長はきっぱりとした声で「有罪」と言い渡しました。

そしてその1か月後、全ての被告人たちは有罪になり、その後で量刑判決が言い渡され、この4人全てに対して終身刑が言い渡されました。このときにはまだ連邦法で死刑が定められておりませんでした。今であれば全員死刑が言い渡されたと思います。

最後に

今日皆さんにお話をしたかったのは、弁護人は3つの重要なツールを使うことにより、「無罪の論理」を展開することができる、ということです。まず最初に冒頭陳述です。そしてその後、反対尋問。ここでは自分の主張をサポートするような尋問を行います。つまり被告人に不利な証拠に対しては闘いを挑むことになるわけです。そして最後は最終弁論ですけれども、ここでは情熱を込めて裁判員に対し、なぜ無罪にするべきかということを訴えるのです。



質疑応答

質問 ご承知のように今、日本では裁判員制度の模擬裁判が行われています。先ほど冒頭陳述でアナザー・ストーリー、つまり検察官の主張に対して弁護人には違うストーリーがあると。例えば検察官がAストーリーであったとしたら、弁護人はBストーリーだと。それが裁判員に非常に分かりやすいのではないかと。ところが弁護人が出すアナザー・ストーリーはそれ相応の証拠、あるいは程度が低くてもそういう証拠があればかなり説得力を持つんですけども、そうでない場合、「検察官のAストーリーに対して弁護人のBストーリー」となると、裁判員がどちらが正しいかとジャッジしがちになる、それは危険であるという議論もあります。

ですから例えば、検察官のAストーリーに対して合理的な疑問がたくさんある場合には、弁護人はBストーリーを言わないで、疑問がたくさんあるということでジャッジしてもらおう方がいいのではないかと、ということが議論されているんですけども、アメリカではほぼアナザー・ストーリーを弁護人は言うのでしょうか。

回答 とてもよいポイントを指摘されたと思います。あなたのおっしゃるとおりです。いつも別のストーリーを提示するわけではありません。しかしながら、もしそれが可能な場合にはやらなければいけないといわれてきました。例えばこのケースでは、あまり証拠はありませんでしたけれども、少なくとも陪審員に対しては、「いくつかの証拠に矛盾がある」ということは言えたと思います。つまり有罪を裏付ける証拠の中に矛盾があるということ、検察官とは別のストーリーを示すことで主張したわけです。ですから、ほとんどのケースにおいて、少なくとも我々が利用できるような被告人に有利な証拠があれば、冒頭陳述でストーリーを提示するために使うことができるのではないのでしょうか。